平成２５年（フ）第６１２号
熊本市中央区新屋敷１丁目15番３号
破産者　大塚　廣美
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６１３号
熊本市北区清水岩倉１丁目10番１号
破産者　井本　芳孝
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
熊本県八代市建馬町２番16号　A102
破産者　髙山　　充
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３２５号
大分市大字津留1970番地の３　コーポのだ302
破産者　今井　益良
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５２号
滋賀県東近江市沖野１丁目５番35号メゾンドセンチュリー21―204号
破産者　奥村　篤史
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１０２号
奈良県磯城郡田原本町245番地の18
破産者　藤本　　明
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８９１号
札幌市手稲区富丘５条７丁目１番７号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森１条18丁目１番35―206号
破産者　本間　　聡
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７号
宮城県気仙沼市古町１丁目４番８号　外浦アパート５号室、開始決定時の住所北海道小樽市豊川町６番２号　力石隆方
破産者　力石　文雄
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１９４号
愛知県尾張旭市霞ケ丘町南264番地１　メゾン霞ケ丘103号、開始決定時の住所愛知県春日井市桃山町３丁目11番地107
破産者　池崎　良二
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３０号
岐阜県郡上市白鳥町中津屋311番地、従前の住所名古屋市天白区鴻の巣１丁目504番地八事東サンハイツ1015号
破産者　ブティックＱこと　田口　正美
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６０号
名古屋市瑞穂区柏木町１丁目11番地の２
破産者　前田　歡一
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７０号
名古屋市瑞穂区柏木町１丁目11番地の２
破産者　前田　俊子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０４号
名古屋市瑞穂区浮島町12番912号
破産者　河合　瑞恵
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９３号
大阪府阪南市箱作441番地の67
破産者　井ノ下泰義
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
島根県益田市三宅町11番24号
破産者　柴田　和治
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１２５６号
広島市安佐北区落合南１丁目22番３号
破産者　佐々木和子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０号
広島県山県郡北広島町川戸3094番地
破産者　友永　峰子（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９５号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国1018番地４
破産者　片山　敬子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部